

検討対象物質に係る取扱

1. 亜鉛

公共用水域における亜鉛の検出については、公共用水域常時監視結果等多くの調査結果がある。基準値案と公共用水域等における検出状況を比較すると、亜鉛は公共用水域等において比較的広くかつ高いレベルで検出されている。

このため、全国的な環境管理施策を講じて、公共用水域における濃度の低減を図ることが必要ではないか。

なお、既存測定法において、基準値案の10分の1程度まで測定することが可能であり、基準値案の評価に当たって十分な検出下限を有している。

2. アニリン

公共用水域におけるアニリンの検出については、要調査項目存在状況調査結果等複数の調査結果がある。基準値案と公共用水域等における検出状況を比較すると、アニリンは基準値案及び基準値案の10%値の超過はみられなかった。

このため、全国的な環境管理施策及び監視については、現時点では必要はなく、各種調査において検出された場合に環境の状況を判断する一つのクライテリアとして公表することが妥当ではないか。

3. カドミウム

公共用水域におけるカドミウムの検出については、公共用水域常時監視結果等多くの調査結果がある。基準値案と公共用水域等における検出状況を比較すると、公共用水域等において比較的広くかつ高いレベルで検出されている。

しかしながら、既存測定法において、基準値案の10分の1程度まで測定することは、現時点では不可能であり、測定法について検証を行っているところである。

このため、まずは常時監視における測定法を変更し、全国的な濃度レベルを把握するとともに、全国的な環境管理施策を講じて、公共用水域における濃度の低減を図ることが必要ではないか。

4. クロロホルム

公共用水域におけるクロロホルムの検出については、要監視項目汚染状況解析調査結果等多くの調査結果がある。基準値案と公共用水域等における検出状況を比較すると、クロロホルムは公共用水域等において全体的には低いレベルで検出されているが、イワナ・サケマス域の幼稚仔の生育場の類型の基準値案については、これを超過する地点がある。

このため、当面監視を継続し、その結果をもって更なる全国的な環境管理施策の必要性を検討することが妥当ではないか。

なお、既存測定法において、基準値案の10分の1程度まで測定することが可能であり、基準値案は監視に当たって十分な検出下限を有している。

5.2, 4 - ジクロロフェノール

公共用水域における2, 4 - ジクロロフェノールの検出については、要調査項目存在状況調査結果等多くの調査結果がある。基準値案と公共用水域等における検出状況を比較すると、基準値案及び基準値案の10%値の超過はみられなかった。

このため、全国的な環境管理施策及び監視については、現時点では必要はなく、各種調査において検出された場合に環境の状況を判断する一つのクライテリアとして公表することが妥当ではないか。

6. ナフタレン

公共用水域におけるナフタレンの検出については、要調査項目存在状況調査結果等複数の調査結果がある。基準値案と公共用水域等における検出状況を比較すると、基準値案及び基準値案の10%値の超過はみられなかった。

このため、全国的な環境管理施策及び監視については、現時点では必要はなく、各種調査において検出された場合に環境の状況を判断する一つのクライテリアとして公表することが妥当ではないか。

7. フェノール

公共用水域におけるフェノールの検出については、公共用水域常時監視結果等多くの調査結果がある。基準値案と公共用水域等における検出状況を比較すると、フェノールは公共用水域等において基準値案を超過する地点があり、また、基準値案の10%値を超過する地点も全体の数%にのぼっている。

このため、全国的な環境管理施策を講じて、公共用水域における濃度の低減を図ることが必要ではないか。

なお、既存測定法において、基準値案の10分の1程度まで測定することが可能であり、基準値案の評価に当たって十分な検出下限を有している。

8. ホルムアルデヒド

公共用水域におけるホルムアルデヒドの検出については、要調査項目存在状況調査結果等複数の調査結果がある。基準値案と公共用水域等における検出状況を比較すると、基準値案の超過は見られなかったが、海域において、基準値案の10%値の超過が見られた。

このため、当面監視を行うこととし、その結果をもって更なる全国的な環境管理施策の必要性を検討することが妥当ではないか。

なお、既存測定法において、基準値案の10分の1程度まで測定することが可能であり、基準値案は監視に当たって十分な検出下限を有している。